# 第二期 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画 (素案)

## 目 次

Γ	第二	.期西	東京市	人にな	めさし	いま	ちづ	くり	推進	計画	j (	の策	定に	こあれ	たっ	て・	• •	• 1
1	計	·画の	基本事	項・・			• • •		• • •	• • • •	• • •	• • •	· • •					• 2
	1 – 1 – 1 –	- 2	計画の	を 記述で 記述で 記述で 記述で 記述で 記述で 記述で 記述で 記述で 記述で	づけ・					• • •	• • •	• • •						• 2
	1 – 1 –	- 4	計画の	)整理、 )進行管	見直	しの	考え	方・							• •			• 3
2	計	·画の	基本的	な考え	え方・				• • • •	· • • •						• • •		. 4
	2 - 2 - 2 -	- 2 - 3	基本理 基本方	『市人』 』念・・ آ針・・	• • • •		• • • •	• • •	• • •	• • • •	••	• • •	• • •		• • •	• • •	•••	<ul><li>5</li><li>5</li></ul>
	2-			]標・・ )体系・														
3	C	れま	での取	り組み	ょと評	価・・		• • •	• • •	• • •	• •							. 8
	1 2 3 4	情報とも	の収集 に支え	プフリー ・提信 よあう ※ このバリ	共・・・ 5動の	··· 支援	• • • •	• • •	• • • •	•••	•••	• • • •	• • •	•••	• • •	•••	•••	•9 10
	5 6 7	公共	交通機	おける	り利便	性の	向上			• • •					• •			13
	8 9	小規 人に	模店舗 やさし	i等の/ /いまな	バリア 5づく	フリ りを	ー化 支援	に関 する	する 民間	支援 施設	・・ の	··· 確保	• • •	• • •	••	• • •	••	15 16
1	O	氏有	地にた	ける約	录化 <i>(</i> )	推進	• • •	• • •	• • • •	• • •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• •	1 /
4	第	二期	計画に	おいて	て取り	組む	施策	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• •		• •	18
基	本目	標2	すべ	こしいだてのカ	にや	さし	い公	共空	間づ	くり			• •	• • •	• • •		• •	20
基	本目	標3	市民	・事業	€者の	協力	によ	るや	さし	いま	5	ゴく	v) •	• • •	• • •	• • •	• •	22

### 「第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」の策定にあたって

平成21(2009)年4月に策定した第一期計画に基づき、「市・市民・事業者等が協働により、市民が安心して安全に暮らせるまち」の実現を目指して、これまで様々な施策を推進してきました。

この間、保谷駅南口駅前広場等の整備、都市計画道路3・2・6号調布保谷線の整備が 完了するなど、ハード面におけるまちづくりが進められてきました。また、大規模マンション等が多く建築され、それに伴い、市内における住環境も変化してきました。

その中で、大規模マンション等の建築に際しては、人にやさしいまちづくり条例の規定に基づき、人にやさしいまちづくり推進協議会の意見を聴いた上で、大規模開発事業者に対して、人にやさしいまちづくりへの協力について指導・助言を行うことで、歩行者の安全確保のための歩道や誰でも利用できる公園等が設置されるなど事業者との協働による人にやさしいまちづくりを推進してきました。

西東京市は、平成 26 (2014) 年7月から、WHO (世界保健機関) 西太平洋地域事務 局の呼びかけにより創出された「健康都市連合」に加盟しており、こころやからだの「健康」はもとより、地域やまち全体の健康を考え、支え合うまち「健康」応援都市を目指しています。人にやさしいまちづくりを推進することで、高齢者や障害のある人等の外出の機会を増やすことにつながる等、「健康」応援都市の実現を推進するものとなります。

第二期計画においては、第一期計画における施策を継続して取り組んでいくことで、人にやさしいまちづくりの実現を目指していきます。

## 1 計画の基本事項

#### 1-1 計画策定の目的

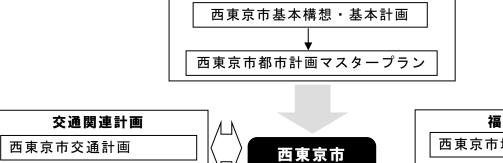
本計画は、すべての市民が快適で、安全・安心に暮らしていけるまちを実現する ため、人にやさしいまちづくりの推進に必要な施策を総合的・体系的に示すことを 目的としたものです。

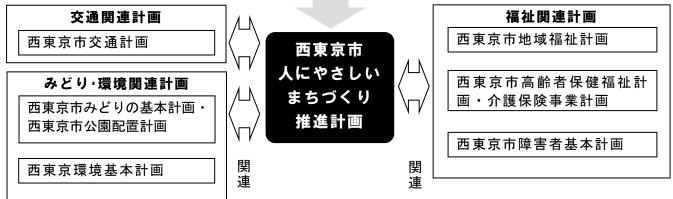
人にやさしいまちづくりの推進にあたっては、まちを形成する社会基盤施設の整備ばかりでなく、市民・事業者の理解、協力が不可欠であることから、本計画では ハード・ソフトの両面からの取り組みが必要です。

#### 1-2 計画の位置づけ

本計画は、西東京市における人にやさしいまちづくりの総合的な指針として策定したものです。また、本計画は、福祉関連計画、みどり・環境関連計画及び交通関連計画等と密接に関係しており、各計画に基づく活動との連携を図っていきます。 市の上位・関連計画との関係は下図のとおりです。

上位計画





#### 1-3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2028年度までの10ヵ年とします。今後も、社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、上位計画や関連計画の改定状況等も考慮しながら、適宜改善を図ります。

#### 1-4 計画の整理、見直しの考え方

人にやさしいまちづくりの実現にあたっては、各関係課において、それぞれの計画に基づき、各施策を推進していくことが重要となります。

今回の見直しでは、人にやさしいまちづくりの実現に向けた方向性を示し、それぞれの計画で実施されている具体的な施策を把握し、総合的に評価推進していくことで、人にやさしいまちづくりの実現を目指していきます。

この見直しの考え方及びこれまでの取り組みとその評価を基に、第一期計画における各施策について整理しています。

#### 1-5 計画の進行管理

各計画に基づき取り組んでいる具体的な施策については、各課において進捗状況の管理及び評価、見直しを行っており、計画の推進にあたっては、その状況等を定期的に調査し、必要に応じて、本計画の実現に向けた施策の方向性について見直しを行います。

## 2 計画の基本的な考え方

#### 2-1 西東京市人にやさしいまちづくり条例について

「西東京市人にやさしいまちづくり条例」の理念は、以下に示すとおりです。 本計画は、条例の理念を十分に踏まえ策定しています。

#### (基本理念)

- 第3条 人にやさしいまちづくりは、市民が安心して、安全に暮らせるまちを実現 するため、市民、事業者及び市の相互の信頼の下に、協働により行われなければ ならない。
- 2 人にやさしいまちづくりは、土地基本法第2条に規定する土地について公共の 福祉を優先させるものとする基本理念及び環境基本法第4条に規定する環境への 負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を旨とする基本理念を踏まえ、総合 的かつ計画的に行わなければならない。
- 3 人にやさしいまちづくりは、地球環境への配慮、緑の保全と創出、人と緑の触れ合いについて策定した市の定める緑化に関する計画に基づき行われなければならない。
- 4 人にやさしいまちづくりは、高齢者・障害者をはじめすべての市民が暮らしや すくするため、障壁等がなく自由に行動できるまちにしていくことを基本として 行われなければならない。

また、西東京市人にやさしいまちづくり条例第7条では、西東京市人にやさしいまちづくり推進計画の策定を規定しており、同条第2項では推進計画に定める事項を、以下のとおり規定しています。

#### (推進計画の策定)

#### 第7条(略)

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 基本理念の普及・啓発に向けた教育・学習に関する事項
- (2)人にやさしいまちづくりに係る情報の提供・交換に関する事項
- (3) 高齢者・障害者に配慮した人にやさしいまちづくりの推進に関する事項
- (4)公共施設のバリアフリー化 (障害者基本法第21条に規定する施設のバリアフリー化)の推進に関する事項
- (5) 小規模店舗等のバリアフリー化の推進支援策に関する事項
- (6) 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保に関する事項
- (7)公共交通機関のバリアフリー化に向けた交通事業者への協力要請に関する 事項
- (8) 緑地の確保及び保全による良好な自然環境及び居住環境に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、人にやさしいまちづくりに関する施策に必要な事項

#### 2-2 基本理念

人にやさしいまちづくり条例の理念に基づき、第一期計画では、人にやさしいまちづくりに係る施策に取り組んできました。第二期計画では、第一期計画における取組状況及び成果を踏まえ、第一期計画の取り組みを充実させるため、その基本理念を継承し、さらなる人にやさしいまちづくりを進めます。

#### 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画の基本理念

住んでみたい・住み続けたい・住んでいて良かったと思えるまちへ

これまで、西東京市では、西東京市人にやさしいまちづくり条例に基づき、平成21(2009)年4月に策定した西東京市人にやさしいまちづくり推進計画(第一期計画)のもと、市民・事業者・行政が、あらゆる人の状況を理解し互いに協力しながら、まちづくりや支えあい・助けあいの活動に取り組むことにより、すべての市民が快適で安心して、安全に暮らせるまちの実現を目指してきました。

第二期計画においても引き続き『住んでみたい・住み続けたい・住んでいて良かったと思えるまちへ』を計画の基本理念として掲げ、道路や公共建築物等、社会基盤施設のバリアフリー化、高齢者や障害のある人に対する理解を深める心のバリアフリーの推進や地域の支えあい活動の支援等を行うことにより、引き続き人にやさしいまちづくりを推進します。

### 2-3 基本方針

### 基本方針1 だれもが人にやさしい支えあいのまちづくり

人にやさしいまちづくりは、市民一人ひとりが意識をもち、他人を思いやる心を持つことなしには、実現できません。「まちづくりは人づくり」との観点に立ち、 市民のやさしい心を育む取り組みを推進します。

## 基本方針2 「もの」と「心」のバリアをなくすまちづくり

道路や施設などにおける物理的なバリア(障壁)の解消のほか、人々の生活の中に 潜在している差別や偏見など(心のバリア)の解消に努めます。

#### 基本方針3 安らぎが感じられるまちづくり

「人にやさしいまちづくり」の推進にあたっては、市民・事業者・行政の協働により、人々が安らぎを感じることのできる環境づくりも視野に入れた取り組みを展開していきます。

#### 2-4 基本目標

基本理念と基本方針をもとに、本計画では3つの基本目標を設定し、これに沿って施策の体系を展開します。

#### 基本目標1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

ユニバーサルデザインの理念や高齢者や障害のある人等に対する市民の理解を深めるため、普及啓発や教育、情報提供等を推進します。

また、地域におけるコミュニティ形成とさまざまな支えあいの活動を促進し、市民による人にやさしいまちづくりを推進します。

#### 基本目標2 すべての人にやさしい公共空間づくり

公共建築物、道路等におけるバリアフリー化と積極的な緑化により、だれもが快適に利用できる公共空間整備を推進します。

市民の憩いの場となる公園、緑地などの確保に努めるとともに、既存の公園・緑地についても快適性を高めるために適切な管理を行います。

### 基本目標3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

小規模店舗等の入口の段差解消をはじめとするバリアフリー化を推進することで、 高齢者や障害のある人等にとって利用しやすい環境を整備します。

宅地や事業所敷地など民有地における緑化を促進するとともに、農地・樹林地についても積極的な活用を図ります。

#### 2 - 5施策の体系

基 本 迧

基本目標1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

#### 施策の方向

- (1)心のバリアフリー等の推進
- (2)情報提供の充実
- (3)ともに支えあう活動の支援

## 基本目標2 すべての人にやさしい公共空間づくり

#### 施策の方向

- (1)公共建築物のバリアフリー化等の推進
- (2) まちなかにおける安全性の向上
- (3)公共交通機関等の利便性の向上
- (4)公共の緑の保全と整備

#### 基本目標3

市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

#### 施策の方向

- (1) 小規模店舗等のバリアフリー化に関する支援
- (2)人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保
- (3) 民有地における緑化の推進

7

## 3 これまでの取り組みと評価

第二期計画の策定にあたって、第一期計画の計画期間である平成21(2009)年度から平成30(2018)年度までを対象とし、これまでの取り組みとその評価及び今後の目標について、各施策ごとに整理しました。

施策	1 心のバリアフリー等の推進
施策の 方向性	条例の周知とともに、市民の意識啓発と学習機会の充実を図ります。
これまでの 取り組み	・条例の基本理念について、ホームページ等を活用し、普及啓発に 努めました。 ・市内小中学校における福祉教育を推進しました。 ・市内小中学校における福祉教育を実施するため、西東京市ボランティア・市民活動センターから講師を派遣しました。 ・市内小中学校における環境学習を推進しました。 ・地域における福祉教育の推進として、公民館が主催する生涯学習関係の講座において、「障がいを理解する講座」、「地域の高齢化を考える講座」等を実施しました。 ・環境副読本として、「西東京市の環境」を作成し、各学校に配布しました。 ・地域における環境学習として、エコプラザ西東京において、環境講座の実施、環境情報の提供、環境啓発イベントの開催や市民環境活動団体への支援を実施しました。
取り組みの評価	継続して取り組んでおり、施策として定着したと評価できるもの ・市内小中学校における福祉教育、環境学習 ・地域における福祉教育、環境学習
今後の目標	市内小中学校、地域における福祉教育及び環境学習を推進します。 【目標達成のために取り組む施策】 ・高齢者、障害のある人等に対する理解を深めるために、学校、地域における福祉教育を推進します。 ・環境に対する意識の向上と環境活動への参加を促進するため、学校、地域における環境学習を推進します。

施策	2 情報の収集・提供
施策の 方向性	市民との協働によりバリアフリーに関する情報を収集し、幅広く提供します。
これまでの 取り組み	<ul> <li>ホームページ上にお出かけ情報地図を掲載し、公共施設等のバリアフリー情報を提供しました。</li> <li>・支えあいの活動に関する情報の収集・提供として、市民協働推進センターゆめコラボを通して、市民活動団体の情報発信の支援をしました。また、ふれあいのまちづくり事業などの地域の市民活動を周知することで、地域住民の支えあい活動への参加を促進しました。</li> </ul>
取り組みの評価	継続して取り組んでおり、施策として定着したと評価できるもの ・市民活動団体の情報発信の支援 ・ふれあいのまちづくり事業における地域に密着した活動の周知及び地域活動への参加促進 進捗が見られなかった施策
	・事業者との連携による福祉サービス等の情報提供 ・市民との協働によるバリアフリーマップの更新・充実
	事業者との連携、市民との協働による機会がなかったことから、施 策の進捗が見られませんでした。今後は福祉サービスの情報等を各 課において、ホームページ等を活用して発信していくことが必要とな ります。
今後の目標	地域における活動等の情報提供を充実します。 【目標達成のために取り組む施策】 ・地域における様々な活動について、その活動情報等を広く市民へ 周知していくことで、地域住民の支えあい活動への参加を促進し ます。
	・高齢者や障害のある人に必要とする情報が確実に届くよう、各種福祉サービス等の情報提供体制の充実を図ります。

施策	3 ともに支えあう活動の支援
施策の	地域における助け合いや支えあい活動を支援します。
方向性 これまでの 取り組み	<ul> <li>・地域コミュニティの形成促進として、平成28(2016)年2月に「南部地域協力ネットワーク」が、平成30(2018)年2月に「西部地域協力ネットワーク(にしにしnet)」がそれぞれ市内南部、西部に設置されました。</li> <li>・地域における福祉人材の育成と活動拠点の整備として、社会福祉協議会の「ふれあいのまちづくり事業」における地域活動拠点として整備してきました。平成29(2017)年度時点で8箇所整備しました。</li> <li>・防災・防犯市民活動組織への支援として、活動組織への補助金の交付、防災学習、市民との協働による「地域合同パトロール」等を実施しました。また、災害時に備えた要援護者への支援体制づくりを推進しました。</li> <li>・社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターの活動を支援することで、市民のボランティア活動への理解と参加を促進しました。</li> <li>・市民協働推進センターゆめコラボにおいて、各種市民活動に関する相談や機関紙、ホームページ等による活動内容についての情報発信、交流会の実施による市民活動団体同士のコミュニティづくり等段階に応じた支援を実施しました。</li> </ul>
取り組みの評 価	継続して取り組んでおり、施策として定着したと評価できるもの・地域コミュニティの形成促進及び地域における福祉人材の育成と活動拠点の整備・防災・防犯市民組織活動への支援及び災害時に備えた要援護者への支援体制づくり・市民のボランティア活動への理解と参加促進・市民活動団体の活動支援
今後の目標	地域における助け合いや支えあい活動を支援します。 【目標達成のために取り組む施策】 ・NPO法人等の設立支援、活動団体間の連携促進、地域活動拠点 の整備等を図ることで、ボランティア、NPO等市民活動団体の 活動を推進していきます。 ・防災・防犯対策の充実を図るために、防災・防犯市民組織の活動 を支援していきます。

施策	4 公共建築物のバリアフリー化等の推進
施策の 方向性	不特定多数の人が利用する身近な施設のバリアフリー化を促進します。
これまでの 取り組み	<ul> <li>・田無庁舎に授乳室を設置しました。</li> <li>・田無庁舎、保谷庁舎ロビーのタッチパネルモニターで、「庁舎案内・公共施設・行政情報・避難場所等」位置情報と詳細情報を表示する案内板を導入しました。</li> <li>・田無庁舎のエレベーター改修において、音声での誘導や見やすい表示板等ユニバーサルデザインを採用しました。</li> <li>・芝久保公民館、芝久保図書館においてトイレの洋式化改修工事、谷戸公民館おいてエレベーターの設置等を実施しました。</li> <li>・総合体育館に視覚障害者誘導用ブロック、障害者用駐車スペースを設置しました。</li> <li>・文化施設及び市民交流施設については、今後の改修や修繕に合わせた対応を進めています。</li> </ul>
取り組みの評価	ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、バリアフリー化等を推進 しました。
今後の目標	公共建築物のバリアフリー化等を推進します。 【目標達成のために取り組む施策】 ・各公共施設において、施設の老朽化対策として実施する改修等に あわせ、バリアフリー化等を推進します。

施策	5 まちなかにおける安全性の向上
施策の 方向性	安心して通行できる道路環境を創出します。
これまでの 取り組み	<ul> <li>・都市計画道路の整備や市道の拡幅整備等を進めることで、安全な歩行空間の確保に努めました。また、歩道のバリアフリー化と適切な維持管理を行っています。</li> <li>・交通事故や犯罪のない道路環境づくりとして、交通安全施設(街路灯、道路反射鏡、防護柵等)の設置及び維持管理を行うことで、歩行者や自転車、車等の利用者が安全かつ快適に通行できる交通環境の整備に努めました。また、夜間の交通安全と防犯対策として、街路灯を設置していくとともに、商店街、団地の自治会等に対して街路灯に要する電気代の補助を実施しました。</li> <li>・放置自転車対策として、整理指導員による注意喚起等を行うとともに、市報、ホームページによる啓発活動を実施しました。平成29(2017)年度において、撤去台数が3年前の6割程度に減少しました。</li> <li>・交通安全活動の推進として、警察、交通安全協会と連携して交通安全教室等を実施しました。</li> <li>・交通按護員、交通安全協力員を配置し、通学路の安全確保を図りました。</li> </ul>
取り組みの評価	継続して取り組んでおり、施策として定着したと評価できるもの・歩道の適切な維持管理及びバリアフリー化の推進・歩道の設置されていない道路における歩行者の安全確保・都市計画道路の整備・交通安全施設等の設置による安心・安全な道路環境づくり・放置自転車対策としての啓発活動等・小中学校、地域における交通安全活動の推進・通学路の安全確保
今後の目標	道路交通環境の整備及び交通安全意識の普及を推進します。 【目標達成のために取り組む施策】 ・歩道の設置されている道路については、歩道のバリアフリー化及 び適切な維持管理をします。 ・歩道が設置されていない道路については、交通事故を防止するた め、路側帯の広幅員化や道路標識の整備を行う等歩行者の安全対 策を実施します。 ・都市計画道路の整備を推進します。 ・駅周辺等の放置自転車については、歩行者の通行の妨げとなって いることから、自転車等放置禁止区域内に放置されている放置自 転車等の撤去を継続します。

• 交通安全施設(街路灯、道路反射鏡、防護柵等)の設置及び維持
管理を行うことで、歩行者や自転車、車等の利用者が安全に通行で
きる交通環境を整備します。
・交通安全の意識啓発として、交通安全教室等を実施することで、市
民の交通マナー向上を図ります。
・子どもの通学路において安全確保を図るため、地域社会全体で子
どもを見守る体制づくりを推進します。

施策	6 公共交通機関等の利便性の向上
施策の 方向性	高齢者や障害のある人などの移動の利便性を向上します。
これまでの 取り組み	<ul> <li>鉄道駅のバリアフリー化促進として、市内各駅にエスカレーター、エレベーターの設置を進めました。</li> <li>駅構内における分かりやすいサインの設置等について、鉄道事業者に要請し、一定程度のサイン設置が完了しました。</li> <li>「はなバス」の利便性向上を促進しました。</li> <li>ひばりヶ丘駅北口駅前広場の整備については、平成30(2018)年度で完成となります。</li> <li>高齢者や障害のある人の移送サービスの充実を促進しました。</li> </ul>
取り組みの評価	継続して取り組んでおり、施策として定着したと評価できるもの ・鉄道駅のバリアフリー化促進 ・「はなバス」の利便性向上 ・高齢者や障害のある人への移送サービスの充実
今後の目標	<ul> <li>誰もが移動しやすいまちづくりを推進します。</li> <li>【目標達成のために取り組む施策】</li> <li>・公共交通機関のバリアフリー化や利便性向上を図ります。</li> <li>・駅前広場におけるバリアフリー化を促進します。</li> <li>・「はなバス」運行経路等を見直すことで、公共交通空白地域の解消を図ります。</li> <li>・高齢者や障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、移送サービスの充実を図ります。</li> </ul>

施策	7 公共の緑の保全と整備
施策の 方向性	市民の憩いと潤いのある生活環境を整備します。
これまでの 取り組み	・既存公園等の維持管理については、公園ボランティアによる運営管理が行われる等、市民との協働による公園づくりを推進しました。 公園ボランティア会員数 745人(平成30(2018)年10月時点)平成28(2016)年より、指定管理者による管理を始めました。 ・公園、緑地の確保として、ひばりが丘地区地区計画に伴い整備を進めてきました、ひばりが丘さくらの道公園が平成29(2017)年8月に開園しました。 平成24(2012)年度に下保谷四丁目特別緑地保全地区を指定しました。 ・公園等における公共用花壇の維持管理として、市民団体と協働で行う「花いっぱい運動」を支援しました。 ・公共施設における緑化として、小学校における芝生化工事を実施しました。
取り組みの 評価	継続して取り組んでおり、施策として定着したと評価できるもの ・市民との協働による公園、緑地の維持管理 ・市民団体との協働による公共施設等における緑化の推進
今後の目標	まちの憩いや潤いを創出します。 【目標達成のために取り組む施策】 ・公園ボランティアの協力や民間の活力を活用して、公園等の維持 管理を推進します。また、ボランティアの資質を高める講座等を 実施します。 ・市民団体が実施する「花いっぱい運動」等の活動を支援すること で、市民・事業者による緑化を推進します。

施策	8 小規模店舗等のバリアフリー化に関する支援
施策の 方向性	市民の生活に欠かせない店舗などのバリアフリー化を促進します。
これまでの 取り組み	小規模店舗(東京都の福祉のまちづくり条例等によるバリアフリー化が義務付けられていない)に対して、助成金を交付することで、 小規模店舗におけるバリアフリー化を支援しました。
取り組みの評価	進捗が見られなかった施策 ・小規模店舗に対するバリアフリー化の支援  小規模店舗におけるバリアフリー化を支援するための助成金交付 については、利用実績が少ないことから、利用しやすい制度となるよ う見直しが必要です。 また、東京都福祉のまちづくり条例に基づく小規模店舗以外の建 築物のバリアフリー化推進についても確認していく必要があります。
今後の目標	小規模店舗等のバリアフリー化を推進します 【目標達成のために取り組む施策】 ・小規模店舗等におけるバリアフリー化について、助成金を交付す る等支援していきます。

施策	9 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保
施策の 方向性	民間施設の協力により、外出に困難をきたす人に対する支援を推 進します。
これまでの 取り組み	まちなかにおける休憩スペースの確保として、まちなかベンチ設置 助成金交付要綱に基づき、まちなかにおけるベンチの設置について支 援しました。助成金交付要綱については、平成24年度で終了し、5 件の利用実績がありました。
取り組みの評価	進捗が見られなかった施策 ・民間施設に対する休憩スペース、トイレ等の設置協力の要請 まちなかにおけるベンチの設置については、助成金の交付により一定程度の成果がありました。 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保に関する施策については、東京都の福祉のまちづくり条例において、一定規模以上の店舗等を建築する際には、誰でも利用できるトイレ、授乳室、オムツの替え場所等の設置が義務付けられていることから、同条例に基づき推進していくことが必要となります。
今後の目標	人にやさしいまちづくりを支援する民間施設を確保します。 【目標達成のために取り組む施策】 ・東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出を受けることで、人に やさしいまちづくりを支援する民間施設の確保を図ります。

施策	10 民有地における緑化の推進
施策の 方向性	市民や土地所有者との協働により、積極的な緑化を推進します。
これまでの 取り組み	<ul> <li>一定敷地面積以上の開発事業においては、人にやさしいまちづくり条例に基づき公園の設置等の緑化を推進しました。</li> <li>宅地と道路の接道部の緑化推進のため、生垣造成にともなう費用助成を行いました。また、市の指定を受けた保存樹木、保存生垣に対して補助金を交付しました。</li> <li>市民農園、農業体験農園を通して、市民が農業に触れる機会を提供しました。また、各種イベントを通して、市民の農業への理解促進を図りました。</li> </ul>
取り組みの評価	継続して取り組んできた施策 ・人にやさしいまちづくり条例に基づく開発事業における公園・緑地の設置 ・生垣の造成にともなう費用の助成等を通した市民・事業者による緑化の推進 ・市民が農業に触れる機会の創出及び理解促進
今後の目標	市民、事業者の理解協力による、適切な公園、緑地の確保を目指します。 【目標達成のために取り組む施策】 ・生垣造成への助成及び保存樹木、保存生垣に対して補助金を交付することで、緑化を推進します。 ・まちづくり条例の規定に基づき、開発事業者に緑地・公園等の設置を求めることで、民有地における緑化を推進します。 ・市民農園や農業体験農園等を通して、市民の農業への理解促進を図ります。

## 4 第二期計画において取り組む施策

これまでの取り組みを基に、第二期計画において実施する施策及び今後の方向性を以下のとおりまとめました。第二期計画においては、施策とその方向性を示し、 具体的な施策については、各関連計画に基づき取り組んでいきます。

#### 基本目標1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

施策	(1)心のバリアフリー等の推進	
施策の 方向性	高齢者や障害のある人への理解を深めるための福祉 教育及び環境に対する意識の向上と環境活動への参加 を促進するための環境学習を推進します。	関連計画等
具体的な 施 策	市内小中学校における福祉教育	教育計画 地域福祉計画
	地域における福祉教育	教育計画 地域福祉計画
	市内小中学校における環境学習	教育計画 環境基本計画
	地域における環境学習	教育計画 環境基本計画

施策	(2)情報提供の充実	
施策の 方向性	NPO法人、ボランティア団体等の地域における活動情報及び各種福祉関連情報等に関する情報提供を充実します。	関連計画等
具体的な 施 策	地域に密着した活動に関する情報の提供	市民活動団体 との協働の基 本方針 地域福祉計画
	各種福祉情報等に関する情報提供体制の充実	地域福祉計画 障害者基本計画 高齢者保健福 祉計画

施策	(3)ともに支えあう活動の支援	関連計画等
施策の 方向性	NPO法人、ボランティア団体等の地域における支えあい活動を支援します。	
	地域コミュニティの形成促進	地域コミュニティ 基本方針
	地域における福祉人材の育成と活動拠点の整備	地域福祉計画
具体的な 策	防災・防犯市民組織活動への支援	地域防災計画 西東京市犯罪 のない安全なま ちづくり条例
	災害時に備えた要援護者への支援体制づくり	地域防災計画 障害者基本計画 地域福祉計画 高齢者保健福祉計画
	ボランティア団体、NPO法人等市民活動団体の活動 の支援	市民活動団体 との協働の基 本方針
	ボランティア、地域活動への参加促進	地域福祉計画

## 基本目標2 すべての人にやさしい公共空間づくり

施策	(1)公共建築物のバリアフリー化等の推進	
施策の 方向性	施設の老朽化対策として実施する改修等にあわせ、 バリアフリー化等を推進します。	関連計画等
具体的な 施 策	誰もが利用しやすい公共施設の整備推進	西東京市公共施設等マネジメント基本方針

施策	(2) まちなかにおける安全性の向上	関連計画等
施策の	道路交通環境の整備及び交通安全意識の普及を推	
方向性	進します。	
具体的な 策	歩道のバリアフリー化と適切な維持管理	交通安全計画 道路整備計画
	生活道路における歩行者の安全確保	交通安全計画 道路整備計画
	無電柱化の推進	無電柱化推進計画
	都市計画道路の整備推進	道路整備計画
	放置自転車対策の推進	交通安全計画
	交通安全施設の整備	交通安全計画
	交通安全教育の推進	交通安全計画
	通学路の安全確保の充実	交通安全計画 教育計画

施策	(3)公共交通機関等の利便性の向上	
施策の 方向性	誰もが円滑に移動できるよう、各種外出支援や公共 交通機関の充実を図ります。	関連計画等
具体的な 施 策	鉄道駅におけるバリアフリー化事業の促進	交通計画
	「はなバス」の利便性向上	交通計画
	高齢者・障害のある人への移送サービスの充実	高齢者保健福 祉計画 障害者基本計画

施策	(4)公共の緑の保全と整備	
施策の 方向性	市民の憩いと潤いのある生活環境を整備します。	関連計画等
具体的な 施 策	市民との協働による公園・緑地の維持管理	公園配置計画
	公共施設における緑化の推進	みどりの基本 計画

## 基本目標3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

施策	(1)小規模店舗等のバリアフリー化に関する支援	
施策の 方向性	市民の生活に欠かせない店舗などのバリアフリー化 を促進します。	関連計画等
具体的な 施 策	小規模店舗等のバリアフリー化の推進	西東京市人に やさしいまちづ くり条例 東京都福祉の まちづくり条例

施策	(2)人にやさしいまちづくりを支援する民間施設 の確保	即本計画等
施策の 方向性	民間施設の協力により、店舗等において人にやさし いまちづくりを支援する施設の設置を図ります。	関連計画等
具体的な 施 策	民間施設における外出者の支援	西東京市人に やさしいまちづ くり条例 東京都福祉の まちづくり条例

施策	(3)民有地における緑化の推進	関連計画等
施策の 方向性	市民や土地所有者との協働により、積極的な緑化を推進します。	
具体的な 施 策	開発指導による緑の創出	西東京市人に やさしいまちづ くり条例
	市民・事業者による緑化の推進	みどりの基本 計画
	農業を通じた交流	農業振興計画

## 第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画 平成31(2019)年4月

発行 西東京市都市整備部都市計画課
〒202-8555 西東京市中町1-5-1 (保谷庁舎)
電話 042-438-4051 (直通)
FAX 042-438-2022
ホームページ http://www.city.nishitokyo.lg.jp/